2　前項の危険段階別農作物異常標準被害率は、農作物異常各年被害率を基礎として共済掛金区分ごとに農林水産大臣が定める農作物異常標準被害率に、危険段階ごとに基準共済掛金率の共済掛金標準率に対する割合を乗じて得た率とする。

（農作物共済に係る再保険料）

**第二百八条**　令第三十一条第二項の農林水産省令で定めるところにより算定される金額は、共済掛金区分ごと及び危険段階ごとの共済金額の総額に危険段階別農作物再保険料基礎率を乗じて得た金額を合計して得た金額とする。

2　前項の危険段階別農作物再保険料基礎率は、農作物異常標準被害率を超える農作物異常各年被害率のその超える部分の率を基礎として共済掛金区分ごとに農林水産大臣が定める再保険料基礎率に、危険段階ごとに基準共済掛金率の共済掛金標準率に対する割合を乗じて得た率とする。

（農作物共済に係る再保険金の限度）

**第二百九条**　令第三十一条第三項ただし書の農林水産省令で定める農作物再保険区分は、共済目的の種類ごとの第二百三条第二号に掲げる共済関係に係るものとする。

2　令第三十一条第三項ただし書の規定による再保険金の限度額は、共済目的の種類ごとに、全ての都道府県連合会に係る再保険金額及び全ての特定組合等に係る保険金額の合計金額並びに全ての都道府県連合会に係る同項本文の規定により算定された金額及び全ての特定組合等に係る令第三十七条第三項本文の規定により算定された金額の合計金額を勘案して、農林水産大臣が定めるところにより算定するものとする。

（家畜通常責任保険金額）

**第二百十条**　令第三十二条第一項に規定する家畜通常責任保険金額は、次に掲げる家畜共済に係る共済関係の区分（以下「家畜共済区分」という。）ごと及び危険段階ごとの経過総保険金額に危険段階別家畜通常標準被害率を乗じて得た金額を合計して得た金額とする。

一　共済掛金区分

二　令第十七条第一項の規定による申出により共済事故としない事故の別

三　次に掲げる共済関係の別

イ　都道府県連合会の保険関係のうち令第二十三条第三項第二号イに掲げる金額を保険金とするものに係る共済関係及び令第三十八条第三項の規定により特定組合等が指定をしない共済関係

ロ　都道府県連合会の保険関係のうち令第二十三条第三項第二号ロに掲げる金額を保険金とするものに係る共済関係及び令第三十八条第三項の規定により特定組合等が指定をする共済関係

2　前項の「経過総保険金額」とは、保険金額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た金額を、都道府県連合会の事業年度ごとに合計して得た金額をいう。

一　当該保険金額に対応する共済掛金期間が、当該事業年度の前事業年度に開始し、当該事業年度に満了する場合　次の表の上欄に掲げる共済掛金期間の満了の月につき、それぞれ同表の下欄に掲げる率

| 共済掛金期間の満了の月 | 率 |
|---|---|
| 四月 | 二十四分の一 |
| 五月 | 二十四分の三 |
| 六月 | 二十四分の五 |
| 七月 | 二十四分の七 |
| 八月 | 二十四分の九 |
| 九月 | 二十四分の十一 |
| 十月 | 二十四分の十三 |
| 十一月 | 二十四分の十五 |
| 十二月 | 二十四分の十七 |
| 一月 | 二十四分の十九 |
| 二月 | 二十四分の二十一 |
| 三月 | 二十四分の二十三 |

二　当該保険金額に対応する共済掛金期間が、当該事業年度に開始し、当該事業年度の翌事業年度に満了する場合　次の表の上欄に掲げる共済掛金期間の開始の月につき、それぞれ同表の下欄に掲げる率

| 共済掛金期間の開始の月 | 率 |
|---|---|
| 四月 | 二十四分の二十三 |
| 五月 | 二十四分の二十一 |
| 六月 | 二十四分の十九 |
| 七月 | 二十四分の十七 |
| 八月 | 二十四分の十五 |
| 九月 | 二十四分の十三 |
| 十月 | 二十四分の十一 |
| 十一月 | 二十四分の九 |
| 十二月 | 二十四分の七 |
| 一月 | 二十四分の五 |
| 二月 | 二十四分の三 |
| 三月 | 二十四分の一 |

三　当該保険金額に対応する共済掛金期間が、当該事業年度に開始し、当該事業年度に満了する場合　当該共済掛金期間の月数に二を乗じ二十四で除した率

3　前項の規定の適用については、共済掛金期間は、その始期の属する月の十六日に開始するものとみなす。

4　第一項の危険段階別家畜通常標準被害率は、農林水産大臣が家畜共済区分ごとに定める家畜通常標準被害率に、危険段階ごとに基準共済掛金率の共済掛金標準率に対する割合を乗じて得た率とする。

（家畜共済に係る再保険料）

**第二百十一条**　令第三十二条第二項の農林水産省令で定めるところにより算定される金額は、家畜共済区分ごと及び危険段階ごとの前条第二項に規定する経過総保険金額に危険段階別家畜再保険料基礎率を乗じて得た金額を合計して得た金額とする。

2　前項の危険段階別家畜再保険料基礎率は、家畜異常各年被害率を基礎として家畜共済区分ごとに農林水産大臣が定める再保険料基礎率に、危険段階ごとに基準共済掛金率の共済掛金標準率に対する割合を乗じて得た率とする。